

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別方針及び指針 イラン：姦通者

2.0 版

2016 年 11 月

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

序文

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、出身国情報(COI)及び特殊な保護及び人権の申請の取り扱いについての指導書である。これには、申請が庇護、人道的保護又は裁量的許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び – 申請が却下された場合には – 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、申請を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008 年 4 月付けの 出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン 及び、2012 年 7 月付けの欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告手法 を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、国別方針及び情報チームに電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境局の独立主席検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。

IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主席検査官

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

電子メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主席検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/> で閲覧できる。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

目次

方針の評価.....	
1. はじめに.....	
1.1 申請の根拠.....	
1.2 留意すべき点.....	
2. 問題に対する考え.....	
2.1 信ぴょう性.....	
2.2 特定の社会的集団.....	
2.3 危険性の評価.....	
2.4 保護.....	
2.5 国内移住.....	
2.6 証明.....	
3. 方針の概要.....	
国別情報.....	
4. 法律上の立場.....	
4.1 刑法.....	
4.2 刑罰.....	
5. 女性の扱い.....	
6. 名誉関連の暴力.....	
版管理及び問合せ先.....	

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

方針の評価

2016年11月1日更新

1. はじめに

1.1 申請の根拠

1.1.1 実際の又は申し立てられた姦通行為に起因する、国家主体及び／又は非国家主体による迫害又は重大な危害の恐怖。

1.2 留意すべき点

1.2.1 この注記の解釈上、姦通は、婚外での男女間の性的関係と定義される。

[目次に戻る](#)

2. 問題に対する考え

2.1 信ぴょう性

2.1.1 信ぴょう性の評価に関する指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照のこと。

2.1.2 意思決定者は、英国ビザ又は他の形態の許可が過去に申請されたかどうかも確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の聞き取り調査の前に行うべきである(ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照)。

2.1.3 意思決定者は言語分析試験の実施の必要も検討すべきである(言語分析に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照)。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.2 特定の社会的集団

2.2.1 イランでは、姦通者は難民条約の意味での特定の社会的集団(PSG)になる。これは、姦通者が、変えることのできない不変の(又は固有の)特徴 - 姦通行為を犯した(と申し立てられた)という事実 - を共有し、その帰属社会において他と異なるアイデンティティを持つからである。

2.2.2 姦通はイランでは固有の犯罪であり、他の犯罪と比べて過度に厳しい刑罰に値する。裁判所は、Court of Justice of the European Communities judgement for the joined cases of C-199/12 to C-201/12, dated November 2013 ([2013] WLR(D) 427, [2013] EUECJ C-199/12)の中で、『該当する集団を特に対象とする刑法の存在は、この者達が特定の社会的集団を形成するとみなさなければならないという裁定の裏付けになる。』と判決した(判決項目 1)。

2.2.3 姦通者はイランでは PSG になるが、これは、かかる構成員であることの立証が、難民として認定されるべきであることを論証するだけの十分な根拠になるという意味ではない。各事案で取り込まれるべき問題は、特定の個人がかかる集団の構成員であることを理由に迫害の現実的危険性に晒されるか否かである。

2.2.4 特定の社会的集団に関する詳細な指針については、信びよう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照のこと。

2.3 危険性の評価

2.3.1 イランでは婚外での性的関係は犯罪とみなされており、鞭打ち 100 回の刑に値し、場合によっては投石による死刑に処される。最後に報告された姦通に対する投石の刑の宣告は 2015 年 12 月であったが、知る限りでは、投石の刑が最後に執行されたのは 2009 年である。しかし、当局は正式な統計データを公表しておらず、刑罰はたいてい内密に行われる。鞭打ちに関する統計データも公表されていない。被害者は、不名誉の恐怖を理由に公然と話すのを避けているが、報告によれば、2016 年 4 月に、1 人の女性がゴルパーイエガン(Golpayegan)で姦通罪に対する刑罰として鞭打ち 100 回を受けた(刑法 及び 刑罰を参照)。

2.3.2 刑法は、行為の最中を捉えた場合は、妻とその恋人の殺害を夫に認めている。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ただし、妻が強要されて行為を行ったことを夫が認識している場合は、夫は強姦相手の
みを殺すことを許される(刑法及び刑罰を参照)。

2.3.3 いずれかの個人に姦通罪で有罪判決を下すための厳格な立証基準が義務付け
られており、4人の目撃者の証言又は度重なる告白が要求される。ただし、刑法は判事
に、道德犯罪の事案では、その『見識』を使うことを認めており、そのため、判事は直
接証拠がなくても個人の有罪を判断することができる(刑法を参照)。

2.3.4 姦通罪で告発及び有罪判決を受ける危険性は女性の方が大きい。これは、女性
の性行為に伴う社会的汚名、差別的な法律及び名誉犯罪に対する社会的容認が原因である。
イランの法律は、一夫多妻制を認めており、従って、男性が恒久的な婚姻及び一時的婚姻
を同時に申し立てることを認めている。一時的婚姻契約は、事実上、男性が婚外で性的
関係を持つことを認めている。女性は、複数の配偶者を持つことを許されていない。こ
のため、処罰される可能性が高いが、ここ数年を見ると、男性も投石の刑に処されてい
る(女性の扱いを参照)。

2.3.5 名誉関連の暴力の被害者になる危険性も女性の方が大きい。家族の評判が傷つ
けられたと感じる場合は、家族はたいてい名誉犯罪を行い、イランの法律は、男性が姦
通行為の現場を捉えた場合は、男性が妻を殺すことを認めている。当局は、名誉犯罪の
撤廃に向けて努力したが、ある報告によれば、加害者がこれから逃れる方法があること
を示唆している(名誉関連の暴力を参照)。

2.3.6 女性の強姦被害者は、報復又は強姦されたことに対する処罰を恐れるため、犯
罪を届け出ようとしない。これは、同伴者がいない間の、無関係な男性の存在を理由に、
猥褻、非道徳的行動又は貫通で起訴される可能性があるためである。人身売買被害者も、
姦通罪で訴追されるということである(女性の扱いを参照)。

姦通事案の申立てにおいて重要な検討事項は以下のとおりである。

2.3.7 姦通事案の申立てにおける重要な考慮事項は以下のとおりである。

- ・当該個人の婚姻状態及び実際に姦通行為を犯したのか、それともかかる行為
を犯したと認識されているのか。
- ・当該個人は(配偶者以外の)既婚者又は未婚者と性的関係があった(と認識され
ている)かどうか。
- ・その行為が家族又はイラン当局に知られている又は知られる可能性があるか
否か。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.3.8 危険性の評価に関する詳細な指針については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

2.3.9 イラン：女性に関する国別方針及び情報の注記も参照。

[目次に戻る](#)

2.4 保護

2.4.1 当該個人の恐怖が国家による迫害又は重大な危害についてである場合は、当局の保護を利用することはできなくなる。

2.4.2 当該個人が非国家主体から危険に晒される場合も、国家当局は保護を提供しない。

2.4.3 国家の保護の利用可能性の評価に関する詳細な情報については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

2.4.4 イラン：保護主体及び国内移住を含む基礎情報に関する国別方針及び情報の注記も参照。

[目次に戻る](#)

2.5 国内移住

2.5.1 当該個人の恐怖が国による迫害又は重大な危害についてである場合は、その危険性を回避するための移住することは不可能である。

2.5.2 脅威が非国家主体(例えば、夫)によるものである場合は、特に、農村地域において女性の移動の自由に課される制限及び、性的嫌がらせを受け易い等の、女性が独りで暮らす際の困難を踏まえると、当該個人が移住によりその危険性を逃れられる見込みはない。当局が名誉殺人に取り組む努力をする可能性はあるが、超法規的処刑はこれまでの複数行われている。

2.5.3 非国家主体による脅威が男性姦通者に対するものである場合は、脅威の性質及

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

び当該個人の個人的事情によっては、国内移住は1つの選択肢になり得る。意思決定者は上記の事案では、国内移住の妥当性及び合理性を事案ごとに検討しなければならない。

2.5.4 イラン:保護主体及び国内移住を含む基礎情報に関する国別方針及び情報の注記も参照。

2.5.5 国内移住の検討に関する詳細な情報及び勘案すべき要因については、信びよう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

[目次に戻る](#)

2.6 証明

2.6.1 申し立てが拒否される場合は、2002年国籍、移民及び庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)の第94条の下に『明らかに根拠がない』と証明できる可能性は低い。

2.6.2 証明に関する詳細な情報及び指針については、非停止上訴:2002年のNIA法の第94条に基づく証明に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

[目次に戻る](#)

3. 方針の説明

3.1.1 イランでは婚外での実際の又は申し立てられた性的関係は犯罪とみなされており、鞭打ち100回に値し、場合によっては投石による死刑に処されるが、複数の報告によれば、投石が実行されることはほとんどない。

3.1.2 姦通罪で告発及び有罪判決を受ける危険性は女性の方が大きい。男性は複数の妻帯を許されており、婚外での性的関係が許される一時的婚姻を結んでいると主張することができる。姦通罪の疑いで名誉関連の暴力の被害者になる危険性も女性の方が大きい。

3.1.3 この危険性から逃れるために国の保護及び国内移住を利用できる可能性はな

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

い。

3.1.4 申請が却下される場合は、申請が明確な理由がないことを証明できる可能性は極めて低い。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別情報

2016年11月1日更新

4. 法律上の立場

4.1 刑法

4.1.1 2010年8月7日付のガーディアン紙(The Guardian)の記事、『姦通は死を意味する』によれば、

『1979年のイスラム革命以前は[...]成人間の同意による性的関係はイランの刑法では考慮されていなかった。この改革は、イスラム世界の基準でも異常に過酷なイスラム法を制定し、婚外性交渉を法律上刑罰に値する犯罪にした...イランの法典は矛盾と気まぐれだらけで、適正手続きを事実上不可能にしている。』

4.1.2 イラン人権記録センター(Iran Human Rights Documentation Centre)(IHRDC)の2013年3月8日付の記事、『ジェンダー不平等及び差別：イラン人女性の事案』によれば、

『シャリーア法の下では、性交渉は婚姻状態でのみ許されており、婚外性交渉はフドゥード犯罪とみなされる。ジナの罪は、互いに結婚していない男女間の性交渉と定義されている。この犯罪を立証するために、目撃者4人の証言又は4回の告白等極めて厳格な立証基準が義務付けられている。』

4.1.3 ヒューマンライツウォッチの2010年7月7日の記事、『イラン：姦通罪に対する女性の処刑を防げ』によれば、イランの刑法の下では、『姦通罪は男性及び女性の両方にとって「神に対する犯罪」である...姦通事案は被告人の複数回の自白又は目撃者 - 男性4人又は男性3人と女性2人 - の証言のいずれかで立証されなければならない。』

記事の続きによれば、『イランの刑法は、姦通等のフドゥード(道徳)犯罪では、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

直接的証拠がない場合に、その独自の「見識」を使って、被告人が有罪であるか否かを判断することを判事に認めている。』

4.1.4 ヒューマンライツウォッチの説明によれば、『イラン憲法とシャリーア又はイスラム法の両立を徹底するために、全ての法令を詳細に吟味する責務を担う、宗教学者 12 人で構成される非選出機関、護憲評議会(Guardian Council)は、2012 年 1 月に、改正された刑法の最終本文を承認した。』新しいイスラム刑法は 2013 年に立法化された。

4.1.5 IHRDC が別の記事の中で述べたところによれば、『改正されたイスラム刑法は、婚外の性的関係を犯罪とみなしており、これに対する刑罰を設定している。改正刑法によれば、婚外での男女間の性的関係は『姦通』であり、フドワードに従って罰せられる。』

4.1.6 ヒューマンライツウォッチの報告の続きによれば、

『新刑法の第 222 条から 231 条は、ジナの罪(関係者の婚姻状態によって決まる「姦通」又は「密通」)を扱っている。この犯罪は、一般的に、同意に基づく又は強制された婚外での男女間の性交渉と定義付けられている。新刑法は、旧刑法で姦通者に明示的に確保されていた投石の刑の執行を排除しているが、明確には禁止していない。しかし、この領域の改正条項は、配偶者以外のいずれかの個人と性行為(つまり、姦通)を本意で行う全ての個人、近親相姦を行う者、継母と性行為を行う男性及び、配偶者関係を問わずイスラム教徒女性と性行為を行う非イスラム教徒男性に死刑を義務付ける、旧刑法の規定をほぼそのままの状態にしている。判事は、「成人年齢」に達していない犯罪者に、矯正及び社会復帰措置のみの判決を下すことができる。

4.1.7 デンマーク移民局(Danish Immigration Service)(DIS)、ノルウェー出身国情報センター(Norwegian Country of Origin Information Centre)(Landinfo)及びデンマーク難民評議会(Danish Refugee Council)(DRC)の 2013 年 2 月の事実調査任務報告によれば、『西側の大使館によると、姦通は、4 人の証人が必要であるため、立証が極めて難しいが、判事がその見識、つまり、「判事の見識」に基づいて論拠を展開する場合は、判事は自身が適当とみなすいかなる判決も自由に下すことができる。当該事案がどの判事によってどの都市で扱われるかによって、同じ罪状でも異なる評決につながることもある。』

4.1.8 Violence is not our culture - 女性の処刑及び投石撲滅キャンペーンが 2010 年 3 月に公表した報告書、『投石はイスラム文化ではない：イラン及びナイジェリアの人権

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

及び宗教儀式の比較分析』によれば、

『イラン人の姦通事案の有罪立証手段として最もよく使われるのは、判事の『見識』(『直感』又は『第六感』と訳されることがある *elm-e qazi*)である。判事は、法廷に提示される証拠又はその不在に関係なく、事案を独自の理解に基づいて判決を下す。判事の『見識』裁定には、法律及び宗教上の正当性をめぐって多くの論議が繰り広げられている。被告人に姦通罪で有罪判決を下す前に、判事自身がジナの行為の発生の証人になる是非に関しては、シーア派の学者間に意見の一致はない。今日行われるように、判事はたいてい、確固たる証拠がなくてもその『見識』に基づいて裁決を下す。女性の性行為に伴う社会的汚名及びシャリーア法における男女差別に起因して、女性は判事の見識によってジナの罪で有罪になる可能性が極めて高い。イランには女性判事はいない上、『判事の見識』手法は一貫性がなく、説明責任が乏しく且つ、イラン憲法及びイランが締約国である公正な審理を保障する ICCPR の第 14 条の両方を侵害するものである。』

『周知のように、イランにおける投石事案の大半は、疑わしい自白又は『判事の見識』のいずれかによって生じている。しかし、実際に起こっているように、『判事の見識』という法の抜け穴に対する宗教的根拠は見つからない。実際のところ、これまで数人のイラン政府関係者及び宗教学者が、これを批判している。投石が実行される方法に言及して投石に反対する顕著な意見もある。投石は、証人、判事及び政治指導者に最初の石を投じさせ、公共の場で法律に従って実行される場合にのみ許されるという意見もある。現在のイランでは、これが実現する可能性は低い。

4.1.9 IHREC によれば、『旧刑法の第 630 条は、現行犯(ラテン語で「紛れもない犯罪」、犯罪者が犯罪行為を発見されたことを示唆する法律用語)で見つけた場合は、夫が妻とその恋人を殺すことを、明示的に許可している。しかし、夫は、彼の妻が強制の下で行動したと知っているならば、夫は妻の強姦者しか殺すことはできない(第 630 条)。新しい刑法においても第 630 条は不変である一方、第 300 条には、再び、夫が性行為中に彼の妻と妻の恋人を殺す場合には、*qisas*(報復)からの夫の免除を強調する項が追加されている。実のところ、第 630 条は廃止されていないだけでなく、IRI はこの慣行についての国の承認を強固なものにした。』

4.1.10 刑法の関連条項に関する詳細な情報については、[イスラム法の下で生きる女性達及びイラン人権記録センター\(IHRDC\)](#)のウェブサイト上で確認できる。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

[目次に戻る](#)

4.2 刑罰

4.2.1 イラン人権記録センター(IHRDC)によれば、

『新刑法の第225条によると、以下の性犯罪は死刑に値する犯罪の1つになる。

- a) 個人の血縁者、つまり、姉妹、母親、母方及び父方の叔母、母方及び父方の祖母、姪及び甥又は他の子どもとの姦通。
- b) 継母との姦通。この事案では、姦通は死刑に値する。
- c) 非イスラム教徒男性とイスラム教徒女性の貫通。この事案では、姦夫(非イスラム教徒男性)は死刑になるものとする。
- d) 強姦。この事案では、強姦者は死刑になるものとする。』

4.2.2 また IHRDC によれば、『ジナ[姦通]を犯した個人は、法律上の地位によって、100回の鞭打ち又は投石による死刑のいずれかのフドゥード刑罰に処される可能性がある。mohsan (男性)及び mohsaneh(女性)と呼ばれる特定の既婚者集団に対するジナのフドゥード刑罰は、投石による死刑である。』コーネル・ロー・スクール(Cornell Law School)の報告によれば、『既婚者による姦通は死刑に値する。未婚者による近親相姦は4回目に死刑に処される。』

4.2.3 ヒューマンライツウォッチによれば、『婚外性交渉で告発された違反当事者が未婚者である場合は、刑罰は100回の鞭打ち刑になる。男性が既婚者であるが、その配偶者と性交渉を行ったことがまだない場合で、姦通を犯す場合も、判事はこの男性に100回の鞭打ち、剃髪及び1(太陰)年の国内追放を言い渡さなければならない。ジナの罪は国際法の侵害であり、成人間の同意による性的関係を非合法化している。』

4.2.4 アムネスティ・インターナショナルの2015/16年に関する報告によれば、『刑法は依然として、処刑方法として投石を規定しており、2015年を通じて、少なくとも2件の投石判決が下されたが、投石が執行された報告はなかった。』アムネスティ・インターナショナルは2016年10月に、投石に関する小説の執筆を理由とする、ゴルローフ・エブラヒミ・イラエ(Golrokh Ebrahimi Iraee)に対する禁固6年の判決を記録した別の報告書の中で、『少なくとも1人の女性 - ファリバ・ハレーギー(Fariba Khaleghi) - が投石による死刑宣告を受けていることがわかった』と報告した。

4.2.5 コーネル・ロー・スクールが死刑に関するデータベースの中で報告したところ

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

によれば、

『投石刑を言い渡された個人は、投石用の穴に入れられ、首(女性の場合)又は腰(男性の場合)まで埋められる。他の者は穴に埋められた個人が投石用の穴から逃げ出す、動けなくなる又は死ぬまで石を投げる。2007年に、投石刑を宣告された男性は「投石後も生存していたが、耳と鼻が裂け、取れかかっていた。法医学の専門家がこの男性の生存を確認した時点で、この男性...[原文どおり]は、頭部に大きなコンクリートブロックが突き刺さっており、これによって死亡した。」

男性は(女性と異なり)腰までしか埋められないため、頻繁ではないが、投石から逃れられることもあり、この場合には処刑は終了する。[...]投石の前に鞭打ちを受けた者もいる。』

4.2.6 死刑に反対する国際委員会(International Committee Against Execution)の2010年7月の報告によれば、『アフマディーネジャード(Ahumadinejad)政権(2005年から2010年まで)では、8人が投石による死刑に処され、31人が投石による死刑を言い渡された。』同委員会によれば、公式データの不足、情報入手の難しさ及び『投石処刑の多くが内密に行われたことにより、実際の数はこれより多くなる見込みである。』

4.2.7 フォックスニュース(Fox News)の報道によれば、

『「Justice for Iran」等の人権擁護団体の記録によると、1979年のイスラム革命で原理主義的司法制度が導入されて以来、イランの急進派政権では77人が投石処刑を受けた。イランで発生したキリスト教徒、女性、バハーイ教徒及びユダヤ教徒の迫害について幅広く執筆したイランに関する欧州の専門家ワヒード・ワフダート・ハグ(Wahied Wahdat-Hagh)が FoxNews.com に述べたところによれば、投石による死刑の被害者の数は、よく引き合いに出される統計データよりも多いと考えられている。これは、イランにおける司法の透明性が低いためである。』

4.2.8 デイリー・テレグラフ紙が2013年5月30日の記事の中で報じたところによれば、『死刑に反対する国際委員会が2010年に述べたように、イランでは1980年からこれまでに、少なくとも150人が投石処刑を受けた可能性がある。』

4.2.9 ガーディアン紙が2010年8月7日付の報告書、『姦通が死を意味する時』で述べたところによれば、

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

『姦通罪に対する刑事訴追及び投石の評決には1人の原告も必要なく、男性又は女性が姦通を犯したことを証明できる場合は、裏切られた配偶者が許しを申し出た場合でも、罪人は投石を受けなければならない。刑法の第105条により、判事は自身の「見識」のみに基づいて、姦夫に投石を言い渡すことができる。判事は、夫の苦情申し立てだけに基づいて女性に判決を言い渡すことができる。』

『...外国からの激しい抗議を避けるために、政府は投石の評決を公表しないようにしている。事案が報道機関に伝わるのは極めて遅く、家族及び弁護士から伝えられる情報を通じたロコミを通じてである。このようなわけで、何人のイラン人がこの30年間にかかる刑罰で処刑されたかを正確に知ることはできない。』

4.2.10 『イランにおける女性に対する暴力及び名誉関連の暴力』についてフィンランド移民局がまとめた2015年6月26日付のSuuntausプロジェクトの報告書によれば、『婚外性交渉はイランでは依然として刑事犯罪である。姦通は、イスラム教のシャリーア法でもイランの刑法でも死刑に値するが、姦夫が死刑に処されることは実際にはほとんどない。婚前交渉は、最大100回の鞭打ち刑及び10日以上2ヵ月以下の禁固刑に処される。この事案において鞭打ちがどの程度普及しているかについての詳しい情報は、この情報が政府の統計データには入力されないため、また、被害者が不名誉を恐れてこれについて公言することを避けるため入手できない。これに対し、売春及び他の婚外での性的関係には、鞭打ち刑が下される。女性に対する暴力に関する国連特別報告者の2005年のエヴィン(Evin)刑務所の視察訪問時には、『道徳犯罪』で刑を宣告された女性受刑者は合計200人であった。』

[目次に戻る](#)

5. 女性の扱い

5.1.1 IHRDCの2012年5月の記事、『イラン刑法における女性の処刑：新しいイスラム刑法における死刑関連の法律に性別が与える影響の調査』によれば、

『一見したところでは、投石に関する法律に性差による偏向はない、つまり、「法律は、『[相互に]婚姻関係にない男女間の姦通』には、性差に関係なく投石を定めている」が、多くの事例を見ると、既婚男性は男性が利用できる『一夫多妻』法を逃げ場にする事ができるため、姦通罪を逃れることができる。イランの法律によれば、男性

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

は同時に 4 人の恒久的配偶者を娶ることが許される一方で、一時的配偶者を何人でも無制限に持つことができる。この法律を踏まえると、既婚男性は姦通罪で逮捕された時に、シゲー(Sigheh)(期間を限定した結婚)[一時的婚姻契約]に関連する言葉を[非公式に]を行ったが、この婚姻を届け出なかったと主張することができる。姦通を犯した既婚男性の多くはまた、複数の(恒久的又は一時的な)配偶者を持つという名目で情事を続け且つ、そのようにすることで、一切の法的精査又は処罰からも逃れている。これに対し、既婚女性は単独の姦通事案で投石に処される可能性が高く、法律は女性が姦通罪の影響を避けるためのいかなる扉も常に閉ざしている。』

5.1.2 ガーディアン紙が 2010 年 8 月 7 日付の報告書、『姦通が死を意味する時』で述べたところによれば、

『法律は、姦夫は同じ残酷な最後に直面すると定めているため、事情を踏まえると、投石は性差に基づく刑罰ではないが、イランの法律は一夫多妻を認めているため、事実上男性に逃げ道を与えていることになる。つまり、男性は、姦通関係は実は一時的婚姻であったと主張できるということである(イランの法律は、数時間の男女間の「婚姻」を認めている)。男性は通常、これを言い逃れに利用しており、投石に処されることはめったにない。これに対し、姦通で告発される既婚女性は、かかる救済を利用する機会を与えられていない。』

5.1.3 2012 年 11 月 9 日から 11 月 20 日及び、2013 年 1 月 8 日から 1 月 9 日のイランのテヘラン、トルコのアンカラ及び英国のロンドンに向けたデンマーク移民局、ノルウェーLandinfo 及びデンマーク難民評議会の事実調査団は、西側の大使館に助言を求めた。それによれば、

『刑法の経験が豊富な弁護士 2 人によると、姦通事案は刑事裁判所の管轄下にある。姦通事案が起訴される頻度を尋ねると、弁護士は、姦通は通常警察にも裁判所にも報告されないと述べた。私的原告がない場合は、訴訟は発生しない。姦通事案ではだれが原告の役割を果たす可能性があるかに対する質問で説明されたところでは、たいていは、女兒の夫又は父親になるということであるが、事案が報告されることはほとんどないため、姦通事案が法廷で裁かれることは極めて稀だということである。姦通は個人的な事情であり、かかる事案を報告するのはあまり見られないということである。』

『姦通事案はどのように告訴されて判決を下されるのかについて複数の情報筋が述べたところによれば、姦通の証人という形態の厳格な立証基準が義務付けられて

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

いるため、姦通を立証するのは極めて難しいということである。姦通を立証するのはほぼ不可能だと考えられている。また、姦通を自白する個人は4回の告白が許され、5回目に性的関係を否定すればその個人はその時点で無罪になる。説明によれば、姦通に対する有罪判決に伴う厳しい刑罰、つまり、投石の背後には、姦通の発生を抑止する理念が組み込まれている。』

5.1.4 IHRDC の 2013 年 3 月 8 日付報告書、『ジェンダー不平等及び差別：イラン人女性の事案』によれば、

『投石の刑は男性にも適用されるが、女性に適用されることの方が多い。例えば、1998年(投石の刑が記録された頻度が高かった年)には、投石による死刑を宣告された7人のうち5人が女性であったということである。実際のところ、女性は姦通罪で告訴及び有罪判決を受け易い立場にあるのに対し、男性は一時的婚姻という限度での関係において行ったと簡単に主張できるため、姦通罪で罰せられることはほとんどない。一時的婚姻を主張すれば、正規の婚姻外の性的関係が認められる。男性は女性に比べて一時的婚姻を簡単に申し立てることができる。これは、イランの法律により、男性は複数の配偶者を持つことが許されており、これによって男性は恒久的配偶者と一時的配偶者の両方と同時に結婚できるためである。これに対し、女性はイランの法律の下に複数の夫を持つことはできないため、男性に比べて投石刑に処される可能性が高い。女性は、この関係が合法的な一時的婚姻で発生したと主張する方法で姦通の刑罰から逃れられないためである。』

5.1.5 インデペンデント紙が 2013 年 9 月 29 日付の報告書の中で述べたところによれば、

『男性は妻がいることで幸福でない場合は、男性は - 国によって異なるが - 離婚して別の配偶者を娶る又は別の女性と一時的に結婚することができる。女性にはほとんど選択肢はない。

女性は、特定の状況においてのみ離婚が可能で、子どもの親権を奪われる危険がある。姦通罪で告発された男性は、弁護士を雇う手段も女性より多くなる可能性が高い。身体的自由も大きいため、これによって、超法規的投石刑の危険がある状況から逃れるのが女性より容易である。

『複数の活動家によれば、審理は不公平であることが多い。有罪判決の根拠はたいてい、強制された自白である。姦通は立証が困難であるため、イランでは、判事は

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

証拠ではなくむしろ直感に基づいて有罪判決を下すことが許されている。

『投石という方法さえも女性に対する負担が大きい。イランでは投石刑を宣告された個人は体の一部を埋められる。逃げ出すことができれば、救済されるが、女性は慣習的に、胸まで埋められるのに対し、男性は腰の高さまでしか埋められない。』

5.1.6 テレグラフ紙は2014年3月に、投石による死刑を言い渡されたサキネ・モハマディ・アシュティアニ(Sakineh Mohammadi Ashtiani)の事案に関する記事を公表した。『イラン人女性の姦通罪による石打ち刑中止』と題する2014年3月18日付の記事によれば、

複数の現地報道機関によれば、イランの人権評議会の事務局長モハンマド・ジャヴァード・アルダシール・ラーリージャーニー(Mohammed Javad Larijani)は記者会見で、『サキネ・モハマディ・アシュティアニは「釈放を許された」と述べた。先月自殺未遂が報じられたアシュティアニは、姦通罪及夫の殺人共謀罪で2006年に投石による死刑を宣告された。これは諸外国から激しい非難を浴びた。2人の息子が判決に抗議するキャンペーンを開始すると、各国の首都で徹夜の座り込みが起これり、欧州議会では非難決議が行われ、その後人権活動家、政治家及びイラン当局間で論議が発生した。』

5.1.7 報告の続きによれば、

『こうした動きにもかかわらず、死刑は明らかに延期されたものの、正式には取り下げられていない。夫側の家族の同意により、殺人罪は禁固10年に確定されたが、アシュティアニ側の家族は同氏に対する訴訟は公正でないと異議を唱えた。ラーリージャーニー(Larijani)は火曜日に行われた記者会見で、「イランの人権記録に対する外部、特に、イランの人権に関する国連報告者、アフメド・サヒードの介入」を攻撃したが、同氏は、アシュティアニは釈放されたと断言した。「この事案が国際舞台に上ったことで、大騒ぎになってしまった。」「被害者の家族から減刑が申し出られ、禁固10年に減刑された。」「アシュティアニは善良な行いを理由に釈放を許された。」と述べた。』

5.1.8 女性は差別的法律の影響を不均衡に受けているにもかかわらず、ここ数年を見ると、姦通で有罪判決を受けた男性が複数投石刑に処されている。Daily Mailの2009年1月の報道によれば、『イランで姦通罪の有罪判決を受けた男性2人が投石刑で死亡した』。ガーディアン紙の報道によれば、死刑監房には、姦通罪で投石による死刑宣告を受けた女性12人と男性1人が収容されている。また、ヒューマンライツウォッチの

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2013年6月の報告によれば、『正式な統計データは入手できないが、人権擁護団体の推計によれば、イラン当局は現在、姦通罪で投石による死刑宣告を受けた男女を少なくとも10人以上を拘束している。』

5.1.9 米務省が2016年4月13日に公表した国別人権報告書2015年版によれば、

『女性は、姦通等の犯罪で死刑を含め、過度に重い刑罰を受けることがあった。女性に対する差別的な法律が相次いで導入された。2013年の改正されたイスラム刑法には、女性の法廷証言を男性の証言の半分しか尊重しない規定が複数組み込まれている。女性の命は男性の半分の価値になっている。殺された女性の家族に支払われる賠償金はほぼ全ての事案で、男性に対する支払額の半分である。』

『強姦事案は届け出られないため、記録するのが困難であった。強姦被害者は、報復又は、同伴者がいない間の無関係な男性の存在を理由とする、猥褻罪、非道徳的行動罪又は姦通罪等の、強姦されたことに対する処罰を恐れるため、犯罪を届け出ようとしない。被害者は社会的報復又は村八分も恐れた。』

『複数の報道及びNGOの報告によれば、裁判所は[2015年]12月に、夫の殺人に関与した容疑で、「A.Kh.」と呼ばれる女性に投石による死刑を言い渡した。この刑は年末の時点で執行されなかった。2015年を通じて、投石による死刑の裏付けられた報告はなかった。』

5.1.10 エルサレムポスト(Jerusalem Post)も2015年12月10日付の報道の中で『A.KH』の判決について報じた。それによると、

『トロントを拠点とするカナダ系イラン人権擁護活動家のマリアム・ナイェブ・ヤズディ(Maryam Nayeb Yazdi)は水曜日に投石刑についてツイートを行い、エルサレムポストに次のように述べた。「イランにおける死刑執行率はここ数年で低下していない、むしろ上昇している。投石刑はイランでは以前より少なくなったものの、イラン人判事によるこの判決は依然としてなくなっていない。投石刑が執行される確率が低いのは、世界がこの問題に敏感になっているからである。同氏の判決が絞首刑に『変換される』機会は大いにある。』

5.1.11 Iran Focusの2016年4月の報告によれば、『イラン中部のゴルパーイエガン市で1人の女性が鞭打ち100回を受けた。国営報道機関、Serat News Agencyのこの

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

処罰に関する 2015 年 4 月 27 日の報道によれば、同市内で活動する検察官ナジャファリ・アリヤン(Najafali Alyan)は、この鞭打ち刑は姦通罪によるものだと述べた。

S.T.とだけ特定されたこの女性は現在、2012 年に夫殺しに加担した容疑で禁固 15 年の刑に服している。国営メディアが女性の公開鞭打ち刑を報じたのは 2015 年になってから初めてである。』

5.1.12 米務省が 2016 年 7 月に公表した人身売買報告書 2015 年版の中で述べたところによれば、

『性的人身売買被害者等の性的虐待の女性被害者は、婚外の性的関係と定義されており死刑に値する姦通罪で訴追される。[...] 伝えられるところによれば、政府は人身売買されたことの直接的な結果として、姦通及び売春等の違法な行為を犯したことを理由に、性的人身売買被害者を相次いで処罰した。』

5.1.13 オーストラリア外務貿易省(Department of Foreign Affairs and Trade)(DFAT)の 2016 年 4 月 21 日付のイランに関する国別報告書によれば、『4 人の証人を求める法的要件を踏まえると、姦通の訴追を成功させるのは難しい。姦通は、『名誉』を理由に届け出られないことも多い。訴訟手続きを入手する機会がなかったため、DFAT は姦通に関する訴訟についての詳しい情報を提供できない。』

5.1.14 DFAT の国別報告書の続きによれば、

『特に、中上流階級では、婚前及び婚外の性交渉は珍しいことではなく、未婚の男女が公の場に共に現れるのはごく普通である。DFAT の評価では、かかる男女は - 尋問されれば - 宗教上認められた一時的婚姻だと示唆する可能性があることもあって、当局は概ねかかる男女に目をつぶっている。複数の報告によれば、一時的婚姻の場合は、婚姻契約が交わされない又は契約書が提出されないということであるため、DFAT は、一時的婚姻は正式な書類作成が必要ないことがわかった。かかる男女が逮捕される場合は、通常、警察に連行され、親又は後見人が召喚される。たいていは、供述書の作成後に釈放される。場合によっては罰金の支払いを要求されることもある。』

『ここ数年にわたって、都市現象とも言える同棲(『ホワイトマリッジ』)が公に論じられるようになってきている。聖職者はかかる取決めの道徳的危険性を警告している。マスコミ監督庁(Press Supervisory Board)は 2015 年 4 月 27 日に、『ホワイトマリッジ現象を助長する』内容を出版したとして、大手女性誌出版社、Zanan-e-Emrooz [現代女

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

性(Women Today)]を閉鎖した。文化省はこの閉鎖を擁護し、『宗教及び国民的価値観に反するこの現象を助長又は正当化する新聞は全て処分を受ける』と述べた。活動家はこの出版社の閉鎖を糾弾した。』

5.1.15 『イランにおける女性に対する暴力及び名誉関連の暴力』についてフィンランド移民局がまとめた2015年6月26日付のSuuntaus プロジェクトの報告書によれば、

『最近、婚期が遅れつつある。これは、結婚費用が高く、どちらの当事者にとっても危険が伴う解決策だからである。社会的に許容されていないにもかかわらず、イランでは結婚前の同居が増えている。未婚の男女の同居はイランでは『ホワイトマリッジ』(ezdevaj-e sefid)と呼ばれている。婚外同棲は当局の視点では違法であるため、この取決めは問題視される可能性がある。例えば、女性が同居相手から暴行又は虐待を受ける場合に、当局の支援は受けられない。独り暮らしをする女性も、品行が悪いと想定されるため、性的嫌がらせを受け易い。イランで未婚の男女の多くが親と同居するのはこのためである。

5.1.16 ドイツ・ヴェレ(ドイツの波)の2013年2月の報道によれば、『未婚の男女が1つのアパートで同居するのは違法であるが、法律を無視する - 特に大都市に住む、大学教育を受けた若年層は次第に増えつつある。』

5.1.17 ロスアンジェルスタイムズ(Los Angeles Times)は2015年5月に『ホワイトマリッジ』の増加傾向について報じた。それによると、

『昨年、最高指導者アーヤトッラー・アリー・ハーメネイー(Ayatollah Ali Khamenei)の首席補佐官は、同棲を「恥ずべきこと」と呼んだ。[...] イランにおける未婚同棲男女の数に関する正式な推計はない。イランでは、未婚の場合は性交渉、デート又は手を握る行為でさえもそれを行う個人は法律違反をしていることになる。しかし、シヤバシュ・シヤリヴァーテヘラン(Siyavash Shahrivar)州副知事を初めとする政府高官によれば、「ホワイトマリッジ」は増加傾向にある。イランの女性の権利に詳しい専門家、ニーナ・アンサリー(Nina Ansary)によれば、イランでは30歳未満の若年層のおよそ60%が当然のように同棲を行っている。政府の強硬な発言にもかかわらず、イラン社会の大半は統治組織よりも洗練されており、偏狭でない。[...] 未婚同棲者の多くは、その道徳的姿勢を隠すために、偽の結婚腕輪をして、相手の家系図を暗唱する。これは、警察に見咎められた場合に自分達の偽装結婚が本物に見えるようにするためのささやかな防御策である。[...]政府関係者も聖職者も、若年男性は、一時的婚姻を考えるべき

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

だと助言しているが、この慣行は多くのイラン人、特に、**Ziba** 等の高学歴の若い女性から非難されている。これらの人々は、一時的婚姻を犯罪だと考えている。

5.1.18 イラン人権国際キャンペーン(International Campaign for Human Rights in Iran)が 2016 年 2 月に述べたところによれば、

『イランのシャリーア法の下では、男女はその婚姻を登録しなければならない。登録しない選択をする夫婦は、同棲しており、姦通罪を犯していると国家当局からみなされ、死刑に処される。しかし、イランの若年層は次第にこの危険を冒すようになりつつある。政府関係者はこの傾向の高まりを革命的な理想とみなし、この生活形態の選択を言葉と行動の両方で非難している。ロウハニ大統領の補佐官セイエド・レザ・サーレヒー・アミル(Seyed Reza Salehi Amir)は 2 月 1 日に、「結婚統計の現象は深刻な脅威であり、遺憾なことに若年層の多くは新たな悪弊であり、家族にとって深刻な打撃になる『ホワイトマリッジ』に傾きつつある」と述べた上で、昨年と比較して、今年の婚姻率は 6.5%低下し、離婚率は 4.5%上昇したと付け加えた。

[目次に戻る](#)

6. 名誉関連の暴力

6.1.1 IHRDC の 2013 年 3 月 8 日の記事、『ジェンダー不平等と差別：イラン人女性の事案』によれば、

『かかる慣行の内密性、政府に届け出られないこと及び他の要因により、イランで発生した名誉殺人の頻度に関する正確な統計データはない。

『旧刑法の第 630 条は、夫が彼の妻と彼女の恋人を殺すことを、現行犯(ラテン語で「紛れもない犯罪」、罪を犯している最中に犯人が捕まることを示す法律用語)で彼らを抑え込んだならば、可能にしていた。しかし、夫は、彼の妻が強制の下で行動したと知っているならば、夫は妻の強姦者しか殺すことはできない(第 630 条)。新しい刑法においても第 630 条は不変である一方、第 300 条には、再び、夫が性行為中に彼の妻と妻の恋人を殺す場合には、**qisas**(報復)からの夫の免除を強調する項が追加されている。実のところ、第 630 条は廃止されていないだけでなく、IRI はこの慣行についての国の承認を強固なものにした。』

日本語訳は、法務省入国管理局による仮訳である。

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.1.2 『イランにおける女性に対する暴力及び名誉関連の暴力』についてフィンランド移民局がまとめた2015年6月26日付のSuuntaus プロジェクトの報告書によれば、

『イランでは、女性も男性も名誉関連の暴力を受け易い。名誉殺人は、自身の行為により家族の評判を傷つけたとみなされる家族の一員に対する処罰として、夫、父親、兄弟又は他の血縁者が実行する又は命令する殺人である。かかる行為には婚外性交渉が含まれることがある [...]。非常に極端な事案では、かかる行為の疑いでも十分である。文化的理由により、名誉殺人の被害者に最もなりやすいのは女性及び女兒である。名誉殺人は世界中で起こっているが、中東及び南アジアで特によく見られる。

『ほぼどの事案でも、被害者は女性で、加害者は被害者家族の男性成員である。既婚女性による姦通はこの意味において最も重大な犯罪とみなされる。名誉殺人はたいがい、極めて保守的なコミュニティにおける、公共の場での見知らぬ男性との会話等のごく些細な行為が火付け役になり得る、裏付けのない疑惑及び噂が根拠になることが多い。このテーマに関する包括的な統計データは入手できないが、イランの警察は、警察に届け出られた名誉殺人の事案及び件数に関する情報を公表することもある。このテーマは、7ヵ月間で50件もの名誉殺人が発生したことを警察が明らかにした2008年に、報道機関から大きく注目された。警察の統計データによれば、2011年3月から2012年3月までに、イランでは、女性が被害者になった名誉殺人が合計340件発生した。名誉殺人の大半はクルディスタン(Kurudistan)州及びフーゼスターン(Khuzestan)州で起こっている。フーゼスターン州で起こっている殺人の40%は、名誉関連の殺人であると考えられている。

6.1.3 『警察の統計データによれば、イランでは毎年2,500件の殺人事件が起こっている ... 警察に届けられる殺人事件の合計15%から18%は、名誉関連である ... 殺人事件のおよそ3件に1件は、被害者の家族の成員又は血縁者によって行われている。このうち、およそ5件に1件は、たいていは夫である一方の配偶者がもう一方の配偶者を殺す事案である。 ... 男性がその妻を殺す共通の理由は姦通の疑惑である。 ... 名誉殺人は、社会階級及び学歴が異なるあらゆる種類の家族の中で発生している。』

『イランの刑法の第299条及び630条は名誉殺人の加害者を保護する条項である。第299条によると、通常殺人に続いて起こる、処刑と同程度に厳しいqisas[報復]に対する処罰は、自分の子どもを殺す父親又は父方の祖父には適用されない。第630条は、行為の最中に発見する場合は、姦通を犯した妻とその恋人を殺す権利を男性に与

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

えている。男性には、姦通行為を発見した場合の妻及びその恋人を殺す法的権利があるが、この規定が実際に適用される事案は極めて稀である。シャリーア法によれば、男性側には姦通行為の証人が4人いることが必要であるが、これを達成するのは実際のところほぼ不可能である。報道機関が報道したある事案では、姦通行為の現場を押えて妻の恋人を殺害した男性が、姦通が行われたことを立証できなかったことを理由に、qisasの原則の下に死刑を言い渡されたが、このqisasの宣告は上訴で覆った。妻は99回の鞭打ち刑を宣告されたが、姦通行為がシャリーア法の下に義務付けられる4人の証人によって立証できなかったため、死刑は逃れた。』

『...フーズスターン州の経験が示すように、当局が加害者に長期の禁固刑を言い渡す方法で伝統を排除しようとする、刑罰を回避するための新たな戦略が急速に進化してしまう。具体的に言うと、家族は部外者を雇って、家族の名誉を傷つけたために殺す必要がある女兒をひき殺してもらうようになった。この場合は、家族には僅かな罰金刑しか課せられない。』

『..自分の死に対してだれも罰せられないようにするために、女性は自殺に追い込まれることもある。女性に対する暴力に関する国連特別報告者が注目した女性の名誉殺人の半数以上は、焼身自殺による自殺に見せかけてあった。』

[目次に戻る](#)